

1 規約の改正について

本協議会の規約第5条について、第2項において北海道開発局事業振興部長を本協議会の会長に、第3項において同事業振興部調整官（建政担当）を会長代行に充てることと規定しており、任期満了時の手続きの簡素化を図る観点から、第4項を削除することとする。

なお、施行日については、本協議会の書面開催日とするとともに構成団体の名称についても併せて変更する。

改正前	改正後（案）
<p>建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会（以下「北海道地方連絡協議会」という。）という。</p> <p>(目的) 第2条 北海道地方連絡協議会は、工事現場の生産で要となる技能労働者の雇用改善及び企業間の健全な競争環境の整備の実現に向け、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）の普及等について、関係者の取組状況の情報共有等を行うことにより、北海道ブロックの元請企業・下請企業・建設労働者・行政といった関係者が一体となって、建設業における処遇改善の取組をきめ細かく推進することを目的とする。</p> <p>(活動内容) 第3条 北海道地方連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一 CCUSの活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費</p>	<p>建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会（以下「北海道地方連絡協議会」という。）という。</p> <p>(目的) 第2条 北海道地方連絡協議会は、工事現場の生産で要となる技能労働者の雇用改善及び企業間の健全な競争環境の整備の実現に向け、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）の普及等について、関係者の取組状況の情報共有等を行うことにより、北海道ブロックの元請企業・下請企業・建設労働者・行政といった関係者が一体となって、建設業における処遇改善の取組をきめ細かく推進することを目的とする。</p> <p>(活動内容) 第3条 北海道地方連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一 CCUSの活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費</p>

<p>の確保並びに建退共の普及に関する関係者の取組状況の情報共有及び意見交換</p> <p>二 CCUSの活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発</p> <p>三 その他北海道地方連絡協議会の目的を達成するために必要な活動</p> <p>(構成員)</p> <p>第4条 北海道地方連絡協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>一 別表に掲げる団体</p> <p>二 北海道</p> <p>三 北海道厚生局</p> <p>四 北海道労働局</p> <p>五 日本年金機構札幌西地域代表年金事務所</p> <p>六 北海道開発局</p> <p>2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。</p> <p>(会長等)</p> <p>第5条 北海道地方連絡協議会に会長及び会長代行を置く。</p> <p>2 会長は、北海道開発局事業振興部長をもって充て、議事を整理する。</p> <p>3 会長代行は、北海道開発局事業振興部調整官（建政担当）をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長から委任を受けたときは、その職務を代行する。</p> <p><u>4 会長及び会長代行の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。</u></p> <p>(北海道地方連絡協議会の招集)</p> <p>第6条 北海道地方連絡協議会の招集は、会長が行う。</p>	<p>の確保並びに建退共の普及に関する関係者の取組状況の情報共有及び意見交換</p> <p>二 CCUSの活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発</p> <p>三 その他北海道地方連絡協議会の目的を達成するために必要な活動</p> <p>(構成員)</p> <p>第4条 北海道地方連絡協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>一 別表に掲げる団体</p> <p>二 北海道</p> <p>三 北海道厚生局</p> <p>四 北海道労働局</p> <p>五 日本年金機構札幌西地域代表年金事務所</p> <p>六 北海道開発局</p> <p>2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。</p> <p>(会長等)</p> <p>第5条 北海道地方連絡協議会に会長及び会長代行を置く。</p> <p>2 会長は、北海道開発局事業振興部長をもって充て、議事を整理する。</p> <p>3 会長代行は、北海道開発局事業振興部調整官（建政担当）をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長から委任を受けたときは、その職務を代行する。</p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p>(北海道地方連絡協議会の招集)</p> <p>第6条 北海道地方連絡協議会の招集は、会長が行う。</p>
--	--

<p>2 北海道地方連絡協議会は、年1回以上開催する。</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第7条 北海道地方連絡協議会の円滑な運営に資するため、北海道地方連絡協議会にワーキンググループを置く。</p> <p>2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定したものにより組織する。</p> <p>3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 北海道地方連絡協議会の事務は、北海道開発局事業振興部建設産業課が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 本規約に定めるもののほか、北海道地方連絡協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。</p> <p>2 北海道地方連絡協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成24年8月1日より施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>2 北海道地方連絡協議会は、年1回以上開催する。</p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第7条 北海道地方連絡協議会の円滑な運営に資するため、北海道地方連絡協議会にワーキンググループを置く。</p> <p>2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定したものにより組織する。</p> <p>3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 北海道地方連絡協議会の事務は、北海道開発局事業振興部建設産業課が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 本規約に定めるもののほか、北海道地方連絡協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。</p> <p>2 北海道地方連絡協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成24年8月1日より施行する。</p> <p>附 則</p>
---	---

この規約は、平成30年2月20日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年8月2日より施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月11日より施行する。

この規約は、平成30年2月20日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年8月2日より施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月11日より施行する。

附 則

この規約は、令和8年3月17日より施行する。

建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会（以下「北海道地方連絡協議会」という。）という。

(目的)

第2条 北海道地方連絡協議会は、工事現場の生産で要となる技能労働者の雇用改善及び企業間の健全な競争環境の整備の実現に向け、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）の普及等について、関係者の取組状況の情報共有等を行うことにより、北海道ブロックの元請企業・下請企業・建設労働者・行政といった関係者が一体となって、建設業における処遇改善の取組をきめ細かく推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 北海道地方連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUSの活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及に関する関係者の取組状況の情報共有及び意見交換
- 二 CCUSの活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 三 その他北海道地方連絡協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 北海道地方連絡協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 別表に掲げる団体
 - 二 北海道
 - 三 北海道厚生局
 - 四 北海道労働局
 - 五 日本年金機構札幌西地域代表年金事務所
 - 六 北海道開発局
- 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長等)

第5条 北海道地方連絡協議会に会長及び会長代行を置く。

- 2 会長は、北海道開発局事業振興部長をもって充て、議事を整理する。
- 3 会長代行は、北海道開発局事業振興部調整官（建政担当）をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長から委任を受けたときは、その職務を代行する。

(北海道地方連絡協議会の招集)

第6条 北海道地方連絡協議会の招集は、会長が行う。

- 2 北海道地方連絡協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第7条 北海道地方連絡協議会の円滑な運営に資するため、北海道地方連絡協議会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定したものにより組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第8条 北海道地方連絡協議会の事務は、北海道開発局事業振興部建設産業課が行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、北海道地方連絡協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 2 北海道地方連絡協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月20日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年8月2日より施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月11日より施行する。

附 則

この規約は、令和8年3月17日より施行する。

令和8年3月17日現在

建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会参加団体等一覧表

(建設業関係登録団体：40団体、建設業に関する団体：4団体、北海道知事届出建設業者団体等：7団体、
主要民間発注者（オブザーバー）：3団体)

(★については、建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会ワーキンググループメンバー)

【建設業関係登録団体】

- ★ 一般社団法人北海道建設業協会
- ★ 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
 - 一般社団法人日本運動施設建設業協会北海道支部
 - 一般社団法人日本海上起重技術協会北海道支部
 - 一般社団法人日本造園建設業協会北海道総支部
 - 一般社団法人日本造園組合連合会北海道総支部
 - 一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部
- ★ 一般社団法人日本型枠工事業協会北海道支部
 - 一般社団法人北海道蔦土木工業連合会
- ★ 北海道建設躯体工事業協同組合
 - 北海道基礎工業協同組合
- ★ 一般社団法人日本機械土工協会北海道支部
 - 一般社団法人日本アンカー協会北海道支部
 - ダイヤモンド工事業協同組合北海道支部
 - 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部
- ★ 北海道鉄筋業協同組合
 - 北海道圧接業協同組合
 - 札幌タイル煉瓦工事組合
 - 一般社団法人全国タイル業協会北海道支部
 - 公益社団法人日本エクステリア建設業協会
- ★ 北海道左官業組合連合会
 - 北海道板金工業組合
- ★ 一般社団法人日本塗装工業会北海道支部（北海道塗装組合連合会）
 - 北海道建設インテリア事業協同組合
 - 一般社団法人全国建設室内工事業協会北海道支部
 - 一般社団法人全国防水工事業協会北海道支部
- ★ 一般社団法人日本電設工業協会北海道支部
 - 北海道管工事業協同組合連合会
- ★ 一般社団法人北海道空調衛生工事業協会
 - 一般社団法人北海道冷凍空調設備工業会
 - 北海道配管事業協同組合

北海道ダクト工業協会

北海道ウレタン断熱協会

一般社団法人北海道道路標示・標識業協会

一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会

★ 建設産業専門団体北海道地区連合会

建設業労働災害防止協会北海道支部

一般社団法人日本潜水協会札幌支部

一般社団法人全国特定法面保護協会北海道地方支部

一般社団法人プレストレスト・コンクリート工事業協会北海道支部

【建設業に係る団体】

★ 全建総連北海道建設労働組合連合会

★ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 建退共北海道支部

北海道社会保険労務士会

北海道行政書士会

【北海道知事届出建設業者団体等】

一般社団法人北海道舗装事業協会

一般社団法人北海道造園緑化建設業協会

一般社団法人北海道建築工事業組合連合会

一般社団法人北海道土木施工管理技士会

北海道建具工業協同組合連合会

一般社団法人北海道農業建設協会

一般財団法人北海道建設技術センター

【主要民間発注者（オブザーバー）】

北海道経済連合会

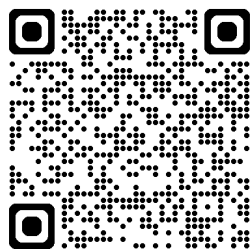
一般社団法人北海道商工会議所連合会

一般社団法人北海道住宅都市開発協会

建設キャリアアップシステムの 推進について

CCUSの現況、推進に関するお願い等

- ・ 全国では、技能者の方の登録状況は、前年に比べ約12%増加。約6割の方が登録し、順調に増加しています。
- ・ 北海道においても、前年に比べ登録者は約12%増加し、順調に登録者が増加しています。
- ・ 就業履歴も増加傾向にありますが、CCUSレベルをアップさせ、技能者の方の処遇改善に繋げて行くには、一層の就業履歴の蓄積が必要です。
- ・ 構成員の皆様には、令和7年6月12日に東京で開催されております「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」にて取りまとめられました**重点課題をP10以降に掲載**しておりますので、取組をいただきますようお願いいたします。
- ・ なお、建退共の電子申請につきましては資料3を、適正な労務費の確保・法定福利費等の必要な経費の確保・適正な賃金支払の推進につきましては資料4をご覧ください。
- ・ P18以降に建設業法や関係するHPのURLとQRコードを掲載しております。詳しくお知りになりたい場合は、是非ご参照ください。
- ・ 令和6年の建設業法の改正に関する説明会等の動画もございます。資料と併せてご視聴ください。



説明会等の動画

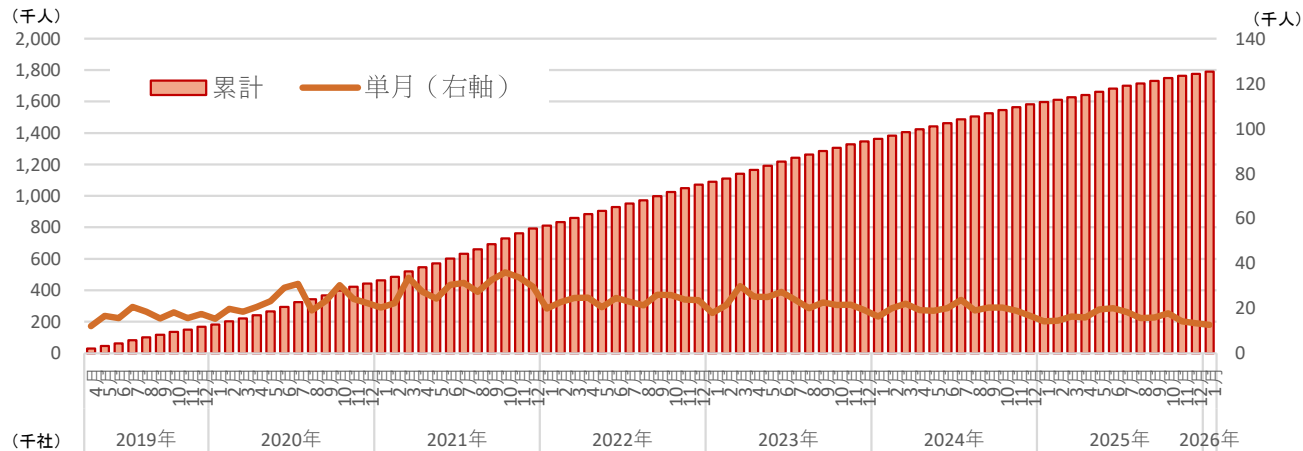
<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/videos/>

建設キャリアアップシステムの利用状況(2026年1月末)

技能者の登録数

178万人が登録

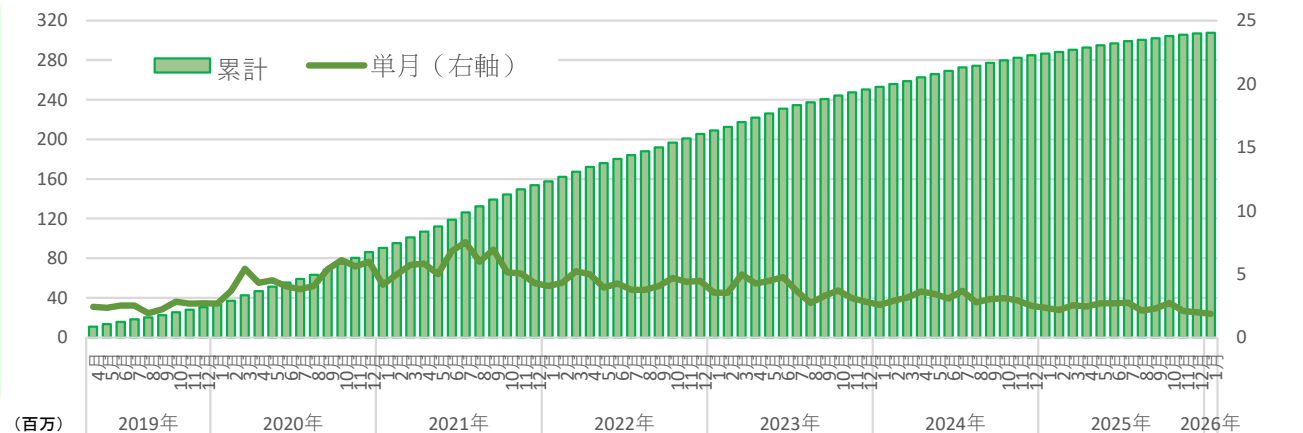
※労働力調査(R6)における建設業技能者数:300万人



事業者の登録数

30.7万社が登録

※うち一人親方は10.6万社

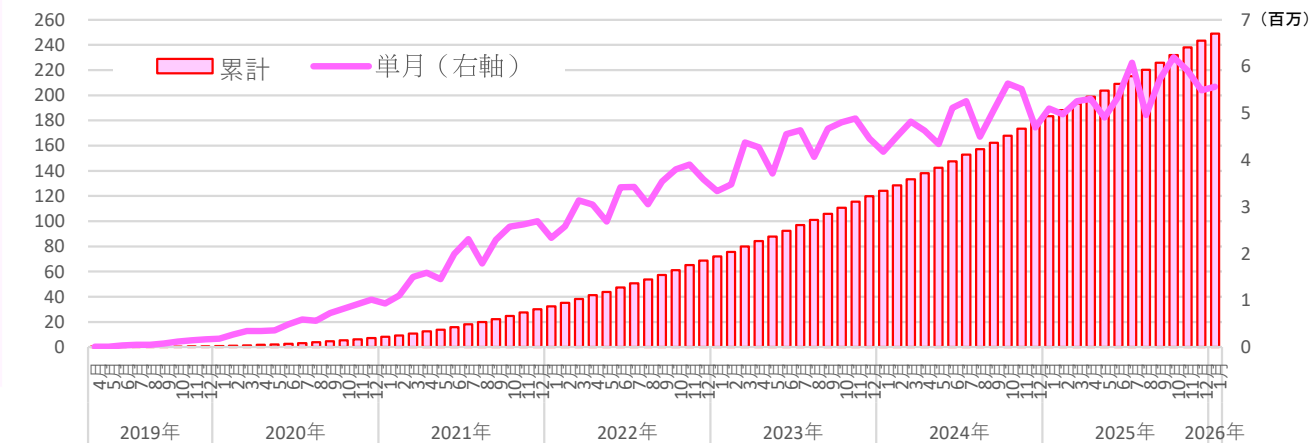


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 24,000万突破

※1月は556万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

都道府県別のCCUS登録状況(2026年1月末)

技能者（現住所）

No	都道府県	技能者登録数
1	北海道	92,965
2	青森県	22,793
3	岩手県	22,120
4	宮城県	49,426
5	秋田県	12,977
6	山形県	13,128
7	福島県	42,252
8	茨城県	37,324
9	栃木県	23,518
10	群馬県	23,291
11	埼玉県	120,400
12	千葉県	99,354
13	東京都	167,907
14	神奈川県	127,792
15	新潟県	28,461
16	富山県	15,190
17	石川県	17,217
18	福井県	12,505
19	山梨県	10,490
20	長野県	23,643
21	岐阜県	30,884
22	静岡県	44,275
23	愛知県	112,312
24	三重県	25,326
25	滋賀県	12,347
全国計		1,789,118

事業者（所在地）

No	都道府県	事業者登録数	
			(一人親方除く)
1	北海道	12,386	9,253
2	青森県	2,154	1,719
3	岩手県	2,117	1,584
4	宮城県	6,167	4,634
5	秋田県	1,481	1,240
6	山形県	1,630	1,225
7	福島県	4,436	3,688
8	茨城県	6,091	4,282
9	栃木県	4,242	2,885
10	群馬県	4,237	2,888
11	埼玉県	20,233	12,057
12	千葉県	14,357	9,344
13	東京都	34,264	21,272
14	神奈川県	22,911	13,971
15	新潟県	3,373	2,727
16	富山県	2,305	1,717
17	石川県	3,166	1,960
18	福井県	1,934	1,426
19	山梨県	1,700	1,219
20	長野県	4,021	2,754
21	岐阜県	5,396	3,546
22	静岡県	8,561	5,444
23	愛知県	22,143	13,285
24	三重県	4,961	3,248
25	滋賀県	2,351	1,502
全国計		307,391	200,357

出典：建設業振興基金（2026年1月末 技能者・事業者登録状況（都道府県別））

職種別技能者のCCUS登録状況(2026年1月末)

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数	うち 女性
01	特殊作業員	95,690	1,294
02	普通作業員	235,633	5,444
03	軽作業員	6,885	969
04	造園工	15,503	929
05	法面工	8,994	84
06	とび工	170,672	1,010
07	石工	4,064	68
08	ブロック工	1,962	21
09	電工	153,671	2,661
10	鉄筋工	56,276	473
11	鉄骨工	17,876	132
12	塗装工	43,057	1,336
13	溶接工	20,447	132
14	運転手(特殊)	67,149	720
15	運転手(一般)	21,334	1,019
16	潜かん工	429	3
17	潜かん工世話役	66	0
18	さく岩工	98	0
19	トンネル特殊工	3,317	3
20	トンネル作業員	5,378	16
21	トンネル世話役	860	4
22	橋りょう特殊工	4,605	34
23	橋りょう塗装工	1,776	15
24	橋りょう世話役	2,236	46
25	土木一般世話役	31,402	660
26	高級船員	1,739	3
27	普通船員	3,087	12

※赤字は上位10職種

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数	うち 女性
28	潜水士	2,464	31
29	潜水連絡員	158	2
30	潜水送気員	509	8
31	山林砂防工	48	0
32	軌道工	4,453	15
33	型わく工	77,532	722
34	大工	26,374	239
35	左官	29,215	593
36	配管工	96,066	1,210
37	はつり工	8,253	60
38	防水工	37,028	689
39	板金工	24,420	301
40	タイル工	7,066	107
41	サッシ工	6,066	64
42	屋根ふき工	3,021	27
43	内装工	80,427	2,254
44	ガラス工	6,369	76
45	建具工	15,114	227
46	ダクト工	16,381	243
47	保温工	18,067	337
48	建築ブロック工	6,293	58
49	設備機械工	27,661	287
50	交通誘導警備員A	1,603	86
51	交通誘導警備員B	2,803	205
52~	その他計	317,521	14,657
技能者総数		1,789,118	39,586

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
電工	412,320
大工	294,490
配管工	202,640
塗装工	131,030
とび職	109,330
機械等操作	70,690
左官	59,750
板金工	42,330
型枠大工	40,610
鉄筋工	28,700
ブロック積・タイル張工	23,980
溶接工	21,510
屋根ふき工	16,670
造園師、植木職	16,050
鉄骨工・橋梁工	22,600
運搬従事者・運転手	13,420
石工	4,690
交通誘導員、警備員	3,740
その他技能者	1,016,730

*建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金(2026年1月末技能者登録数)

令和2(2020)年度国勢調査より

国土交通省調べ

公共工事におけるCCUS活用の促進

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行
 事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

※赤字は令和6年度実績

【土木工事】(青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事(義務化: **42件**、WTO対象工事)(活用推奨: **61件**、Bランク以上)

▶ 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
 ▶ これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
 ▶ カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある46都道府県において、直轄Cランク工事でのモデル工事を試行(活用推奨: **938件**、Cランク工事)

- 農水省R5.1以降入札公告分から試行
 環境省R6.4以降入札公告分から試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事(全国で**72件**)

【港湾・空港工事】

- CCUS活用モデル工事(全国で**242件**)

地方公共団体

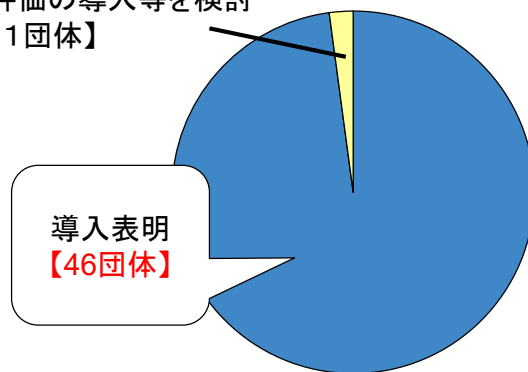
国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

※赤字は令和7年6月1日時点

【都道府県の導入・検討状況】

- **46都道府県が企業評価の導入等を表明**、残りの県も検討を表明

評価の導入等を検討
 【1団体】



【指定都市・市区町村の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
- **90以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

※赤字は令和6年度実績

- UR都市機構
 活用推奨モデル工事 [R3~] (**18件**)
- 鉄道・運輸機構
 活用推奨モデル工事[R3~] (**12件**)
 義務化モデル工事[R3~]
- 首都高速道路
 活用推奨モデル工事 [R3~] (**55件**)
- 阪神高速道路
 義務化モデル工事 [R3~] (**2件**)
 活用推奨モデル工事[R3~] (**22件**)
- NEXCO西日本
 義務化モデル工事[R3~]、
 入札参加資格[R5~]、総合評価[R6~]
- 水資源機構
 義務化モデル工事[R3~]
- NEXCO東日本
 義務化モデル工事[R3~]

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**46都道府県**で実施予定。
- 都道府県発注工事は、**46都道府県**で**企業評価の導入等を表明**
- 指定都市発注工事は、**20団体**で**企業評価の導入等を表明**

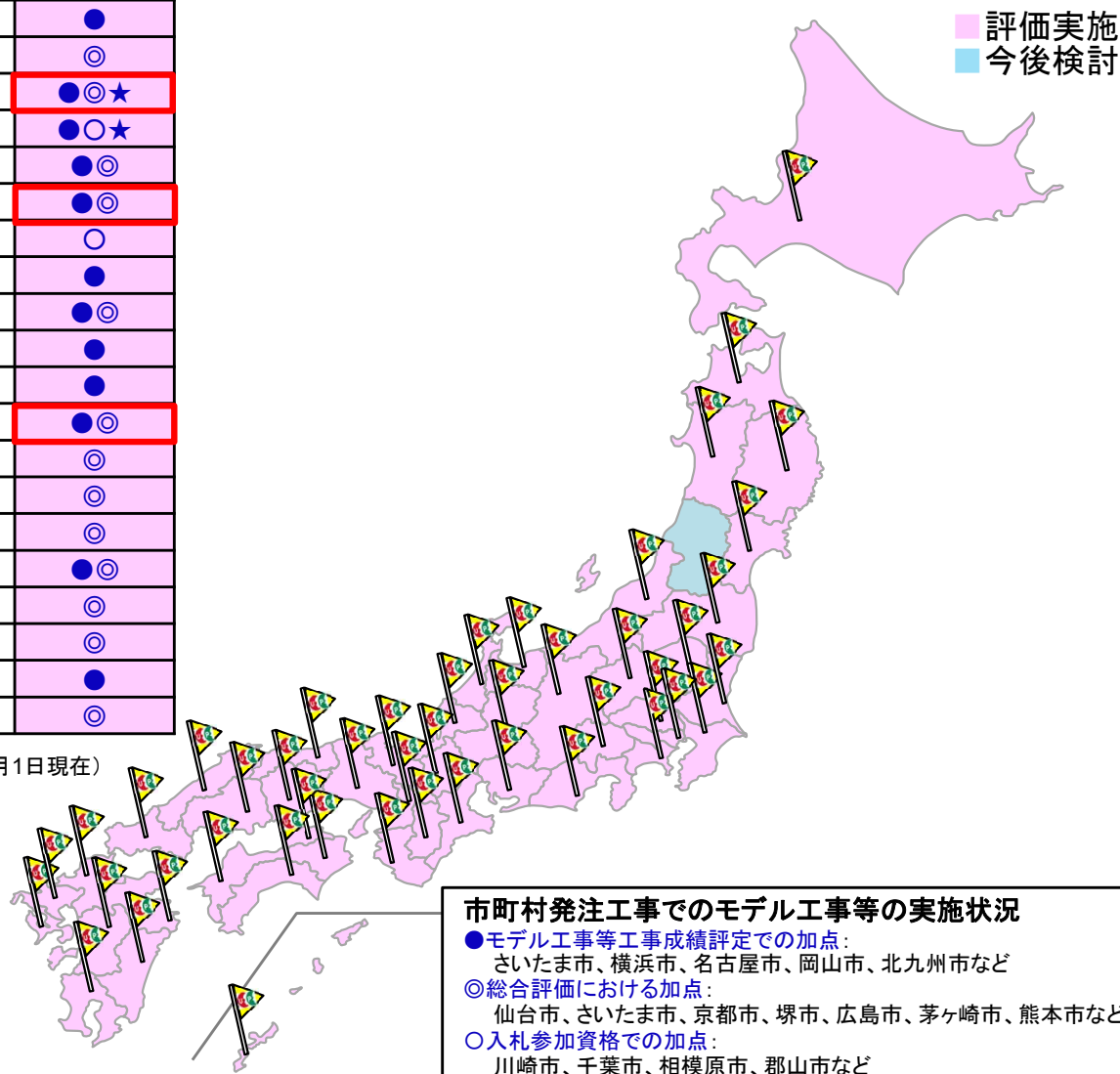
※モデル工事の工事成績評定での加点(26都道府県)、総合評価における加点(22府県)、入札参加資格における加点(17県)、カードリーダー等費用補助(27道県)

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		★	京都府	●	●◎
岩手県	●	●◎★	大阪府	●	◎
宮城県	●	◎★	兵庫県	●	◎◎
秋田県	●	○★	奈良県	●	◎
山形県	●	△	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎★	鳥取県	●	◎★
茨城県	●	●★	島根県	●	●◎★
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎○★
埼玉県	●	●◎○★	山口県	●	●
千葉県	●	●○★	徳島県	●	●○★
東京都	●	●	香川県	●	◎★
神奈川県	●	●◎★	愛媛県	●	●★
新潟県	●	○	高知県	●	◎○
富山県	●	★	福岡県	●	★
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●○	長崎県	●	◎
山梨県	●	●★	熊本県	●	★
長野県	●	◎○★	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●○★
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	●○	沖縄県	●	●○
三重県	●	●★			

指定都市名	指定都市工事での評価
札幌市	●
仙台市	◎
さいたま市	●◎★
千葉市	●○★
横浜市	●◎
川崎市	●◎
相模原市	○
新潟市	●
静岡市	●◎
浜松市	●
名古屋市	●
京都市	●◎
大阪市	◎
堺市	◎
神戸市	◎
岡山市	●◎
広島市	◎
北九州市	◎
福岡市	●
熊本市	◎

(令和8年2月1日現在)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況



＜直轄Cランク工事＞
 ● 都道府県建設業協会が賛同
 ○ 協会において検討中

※カードリーダー等の費用は発注者が負担
 ※北海道は0.5億～2.5億円
 ※赤枠は令和7年4月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価等＞
 ● モデル工事等工事成績評定での加点
 ◎ 総合評価における加点
 ○ 入札参加資格での加点
 ★ カードリーダー等費用補助
 △ 検討中

※赤枠は令和7年4月以降に導入が表明されたもの

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

- モデル工事等工事成績評定での加点：
さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市など
- ◎ 総合評価における加点：
仙台市、さいたま市、京都市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点：
川崎市、千葉市、相模原市、郡山市など

都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**46都道府県**で実施予定
- 都道府県発注工事：**46団体**が**企業評価の導入等を表明**
- 指定都市発注工事：**20団体**で**企業評価の導入等を表明**

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道	●	●			●
青森県					●
岩手県	●	●	●		●
宮城県	●		●		●
秋田県	●			●	●
山形県	●				
福島県	●	●	●		●
茨城県	●	●			●
栃木県	●	●	●		
群馬県	●	●	●	●	●
埼玉県	●	●	●	●	●
千葉県	●	●		●	●
東京都	●	●			
神奈川県	●	●	●		●
新潟県	●			●	
富山県	●				●
石川県	●			●	
福井県	●	●		●	
山梨県	●	●			●
長野県	●		●	●	
岐阜県	●	●			●
静岡県	●	●	●	●	
愛知県	●	●	●	●	
三重県	●	●			●

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
滋賀県	●		●		
京都府	●	●	●		
大阪府	●		●		
兵庫県	●		●	●	
奈良県	●		●		
和歌山県	●			●	
鳥取県	●		●		●
島根県	●	●	●		●
岡山県	●	●			
広島県	●	●	●	●	●
山口県	●	●			
徳島県	●	●		●	●
香川県	●		●		●
愛媛県	●	●			●
高知県	●		●	●	
福岡県	●				●
佐賀県	●				●
長崎県	●		●		
熊本県	●				●
大分県	●				●
宮崎県	●	●		●	●
鹿児島県	●	●	●		
沖縄県	●	●		●	

指定都市名	工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市	●			
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市	●	●		
相模原市			●	
新潟市	●			
静岡市	●	●		
浜松市	●			
名古屋市	●			
京都市	●	●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市		●		
福岡市	●			
熊本市		●		

(令和8年2月1日現在)

＜直轄Cランク工事＞

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※北海道は0.5億～2.5億円
国土交通省調べ 等

＜都道府県・指定都市工事での企業評価等＞

- 導入済
- 導入予定

□ 令和7年4月以降表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の取組例

【福島県】 総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加。

【滋賀県】 総合評価において加点

総合評価方式(土木・営繕)において、「CCUSの利用企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価。

※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価。

【長野県】 総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点。

(R6年度は予定価格3,500万円以上が対象) 等

【静岡県】 総合評価において加点

総合評価方式(土木・営繕)において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮城県】 総合評価において加点

R4年4月より、総合評価方式において、CCUSの活用を加点項目に追加。

【群馬県】 総合評価、入札参加資格、カードリーダー等費用補助を実施

総合評価や入札参加資格での加点のほか、元請のカードリーダー等費用補助を実施。

また、全ての工事について、発注者指定型または受注者希望型の2方式で発注

【岡山県】 全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

【宮崎県】 国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市区町村発注工事におけるCCUS活用の促進

- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（令和4年5月20日付閣議決定）を受け、市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。
- 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

モデル工事实施



福島県 郡山市
(中核市、人口:32.8万人)

- 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。
- 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上就業履歴情報登録。
- 実施基準を満たした場合、工事成績評定で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

他導入市区町村:

福井県福井市(中核市、人口:26.2万人)
三重県津市(人口:27.5万人)
東京都調布市(人口:24.3万人)
埼玉県行田市(人口:7.9万人)
岩手県大船渡市(人口:3.5万人)
鹿児島県南さつま市(人口:3.3万人) **計7自治体**

工事成績評定加点

※モデル工事除く

鹿児島県鹿児島市(中核市、人口:59.3万人)
福岡県久留米市(中核市、人口:30.3万人)
東京都西東京市(人口:20.7万人)
長野県大町市(人口:2.6万人)
栃木県塩谷町(1.0万人)
宮城県大衡村(0.6万人) **等 計18自治体**

総合評価加点



青森県 八戸市
(中核市、人口:22.3万人)

- 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村:

東京都世田谷区(人口:94.4万人)
東京都千代田区(人口:6.6万人) **等4区**
東京都八王子市(中核市、人口:57.9万人)
兵庫県姫路市(中核市、人口:53.0万人)
広島県呉市(中核市、人口:21.4万人) **等12市**
三重県四日市市(人口:30.5万人)
東京都府中市(人口:26.3万人)
岡山県真庭市(人口:4.3万人)
滋賀県米原市(人口:3.7万人) **等29市**
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)
福井県南越前町(人口:1.0万人)
山形県三川町(人口:0.8万人)
宮城県女川町(人口:0.6万人) **計59自治体**

経費補助

福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
福島県福島市(中核市、人口:28.3万人)
東京都調布市(人口:24.3万人)
島根県出雲市(人口:17.3万人)
茨城県大洗町(人口:1.6万人) **計5自治体**

入札参加資格



長野県 上田市
(人口:15.4万人)

- 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村:

千葉県船橋市(中核市、人口:64.3万人)
福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
福井県福井市(中核市、人口:26.2万人)
広島県東広島市(人口:19.7万人)
兵庫県たつの市(人口:7.4万人)
宮崎県日向市(人口:6.0万人)
岩手県遠野市(人口:2.5万人)
山形県村山市(人口:2.3万人) **等16市**
和歌山県かつらぎ町(人口:1.6万人)
福岡県大刀洗町(人口:1.6万人)
栃木県芳賀町(人口:1.5万人)
北海道豊富町(人口:0.4万人)
福島県金山町(人口:0.2万人) **等10町**
福島県川内村(人口:0.2万人) **計29自治体**

令和7年6月12日に開催されました令和7年度 第1回 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会におきまして、別紙のとおり「今後の協議会重点課題」が取りまとめられております。
建設キャリアアップシステム処遇改善推進北海道地方連絡協議会構成員各位におかれましても、以下の事項、特に赤字の事項につきまして、取組の推進をお願いいたします。

- ① 建設キャリアアップシステムの利用拡大
 - ・経験・技能に応じた処遇改善
 - ・CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化
 - ・就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- ② 建設業の一人親方対策の推進
 - ・規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策
 - ・建設業の一人親方問題に関する検討会にて示された今後の方針に係る検討
 - ・一人親方と建設企業の適正取引等の推進

- ③ 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進
 - ・建退共・CCUS連携の利用促進、電子申請方式の積極的活用
 - ・公共工事における発注者による掛金納付の履行確認の徹底
 - ・建退共制度に係る必要経費の適正な確保

- ④ 適正な労務費及び法定福利費等の必要経費の確保、適正な賃金支払い(賃上げ)の推進
 - ・改正建設業法に基づく適正な水準の労務費等の確保に向けた取組の推進
 - ・公共工事設計労務単価の上昇を踏まえた賃金水準上昇に向けた官民の協働
 - ・労務費、法定福利費等の必要経費の適正な支払いの促進

「今後の協議会重点課題」

今後の協議会重点課題(総括)

- 建設業における今後の担い手確保のため、**適正な水準の労務費の確保**、**建設キャリアアップシステムの利用拡大**や、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、**技能者の処遇改善につながる好循環を生み出す必要**がある。
- 一人親方が安心して働ける環境整備のために、適切な契約形態かどうかを判断する**働き方自己診断チェックリストの活用を促進**し、**適切でない一人親方の目安についてより精緻な基準を設ける必要**がある。
- 建退共制度について、掛金納付の状況が透明化され事務作業の負担を軽減できる**電子申請方式が今年度秋からCCUSと完全連携されることも踏まえ、その更なる利用促進**を図るとともに、**証紙貼付方式については適正な掛金納付を確保する必要**がある。
- **改正建設業法の趣旨を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いに向けた取組を進めるとともに、法定福利費等の必要経費の確保をより一層徹底していく必要**がある。

取組内容

- ① 建設キャリアアップシステムの**利用拡大**
- ② 建設業の一人親方対策の推進
- ③ 建退共の**電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進**
- ④ **適正な労務費及び法定福利費等の必要経費の確保、適正な賃金支払い(賃上げ)の推進**

① 建設キャリアアップシステムの利用拡大

建設キャリアアップシステムを通じて、**技能者が技能・経験に応じて適切に処遇され働き続けられる環境を実現し、建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために**以下の取組を実施する。

(1) 経験・技能に応じた処遇改善

- ⇒ **CCUSレベルに応じた賃金・手当支給等**を促進するとともに、技能者を大切にする適正企業の評価向上を通じてこれらの取組を後押しする。
- ⇒ **令和9年度から始まる育成就労制度を見据え、外国人材の育成・処遇改善等に向けたCCUSの活用について検討**する。

(2) CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- ⇒ **建退共の電子申請方式による掛金納付との連携**により、退職金充当の効率化を図る。
- ⇒ **CCUSに登録されている情報の他システム等での利用を関係者の理解を踏まえつつ進め、建設事業者の事務作業の効率化を図る。**

(3) 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- ⇒ 更なる登録者の増加とともに、公共・民間問わず現場で技能者がCCUSを確実に利用できるよう、**就業履歴の蓄積と能力評価の環境整備を強化**する。

② 一人親方対策の推進

過度な重層下請構造の是正、技能者の処遇改善と技能向上を図るため、規制逃れを目的とした一人親方対策、一人親方と建設企業の取引環境の適正化を目指し、以下の取組を実施する。

(1) 規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

- ⇒ 働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含む一人親方の実態把握や、発注者も対象とし、地方部を重点的とした一人親方対策の情報共有を進める。
- ⇒ 一人親方の就労状況について、適切な請負契約となっているかどうかを判断するツールである「**働き方の自己診断チェックリスト**」について、**未だ認知度・活用状況が低いことも踏まえ、より一層の活用促進を図り**、活用率を約5割まで高めることを目指す。
- ⇒ チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請企業・元請企業のみならず関係者一体となって取り組み、雇用契約の締結の徹底、改善が見られない場合の当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いを進める。

(2) 建設業の一人親方問題に関する検討会にて示された今後の方針に係る検討

- ⇒ 建設業の一人親方問題に関する検討会で今後の方針として示された「適正でない一人親方の目安」の策定について、実態を踏まえたものにするため、**継続して一人親方の実態把握を行うとともに、(後述する)一人親方としての働き方のメリット・デメリットを分かりやすく整理する。**

(3) 一人親方と建設企業の適正取引等の推進

- ⇒ 一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、**法定福利費等の必要経費が含まれた適正な報酬を受け取れるよう**、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。
- ⇒ 一人親方としての働き方のメリット・デメリットを分かりやすく**整理する。**
- ⇒ 法定福利費等の**必要経費**を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。**改正建設業法の施行に向けた見積書の作成手順等は、一人親方にとっても使いやすい形とする。**
- ⇒ 工期の平準化の取組、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費等の**必要経費**について技能者を雇用する建設企業への価格転嫁等により、企業にとって社員化が負担にならない環境づくりを進める。

③ 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進

建退共・CCUS連携の利用を促進し、電子申請方式の積極的活用を図り、技能者の退職金掛金納付を効率化することや、必要経費の適正な確保を推進することで、就労実績に応じた退職金の支払がなされるよう、以下の取組を実施する。

(1) 建退共・CCUS連携の利用促進、電子申請方式の積極的活用

⇒ 第三次担い手3法の改正に伴い、品確法基本方針、入契法適正化指針、ICT指針に建退共電子申請の積極的活用が位置づけられたこと、今年度秋に建退共の電子申請方式とCCUSの完全連携がされることを踏まえ、掛金納付における電子申請方式及びCCUS連携について周知し、利用の促進を図る。

(2) 公共工事における発注者による掛金納付の履行確認の徹底

⇒ 公共工事において、発注者により実施することとなっている、建設事業者の掛金納付の履行確認を徹底し証紙貼付方式並びに電子申請方式における適正な掛金納付を推進する。

(3) 建退共制度に係る必要経費の適正な確保

⇒ 公共工事だけでなく民間工事においても、建退共加入事業者の建退共掛金が工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として契約の中で適切に確保されるよう、これを適切に見込んだ見積を行うことを推進する。加えて、改正建設業法の施行に向けて、見積書において内訳明示することを検討する。

④賃上げの推進・労務費及び法定福利費等の必要経費の確保・支払い

改正建設業法の趣旨を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正賃金の確保に向けた取組を進めるとともに、建退共掛金や法定福利費等の必要経費の確保をより一層徹底していくため、以下の取組を実施する。

(1)改正建設業法に基づく適正な水準の労務費等の確保に向けた取組の推進

⇒ 中建審において今後作成・勧告することとされている「**労務費の基準**」や、その**実効性を確保するための取組**について、官民一体となって推進する。後述する**必要経費の適正な支払い**や**内訳明示した見積りの徹底**について、改正建設業法に基づく取組としてより一層推進する。

(2)公共工事設計労務単価の上昇を踏まえた賃金水準上昇に向けた官民の協働

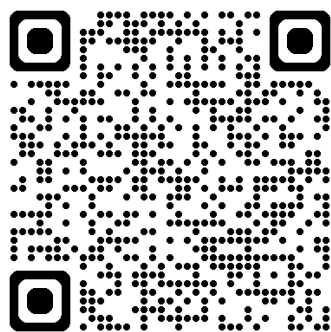
⇒ **公共工事設計労務単価の上昇**が現場に着実に広がり、**地方公共団体や民間工事に従事する技能労働者の賃金水準の上昇につながる好循環**が持続できるよう官民一体となって取組を推進する。
⇒ 技能者の処遇改善を着実に進めるため、技能・経験に応じた賃金が支払われるよう**CCUSレベル別年収の活用を促進**するとともに、より多くの技能者にとっての賃金水準として活用できるものにするため、**CCUSの登録、現場利用、能力評価を促進**する。

(3)労務費、法定福利費等の必要経費の適正な支払いの促進 ※(1)改正建設業法の施行を含む

⇒ 引き続き、**法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出、適正な支払い**について、実態把握を行いつつ、これを推進し、受発注者間にて、**法定福利費等の必要経費が適正に確保**されるようにする。
⇒ 労務費については、(1)で記載の「**労務費の基準**」の運用を通じて、**適正な支払いを徹底**していくとともに、**法定福利費等の必要経費については、改正建設業法の施行に向け、同法に基づく見積書への内訳明示、注文者がこれを考慮**するよう努める等とする必要経費に位置付け、さらなる徹底を図るべく、検討を進める。

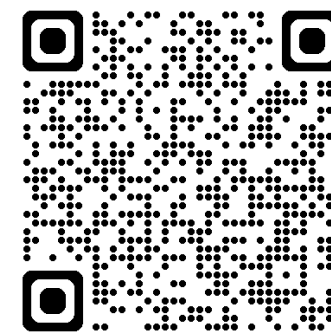
【参考】 関係サイトのご紹介

関係サイトのご紹介(QRコード集)①



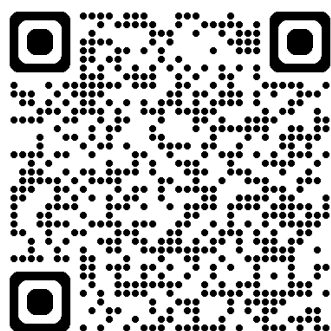
第三次・担い手3法ポータルサイト

<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>



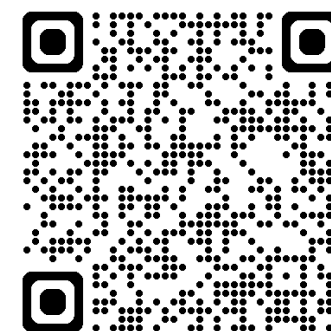
労務費に関する基準ポータルサイト

<https://www.roumuhi.mlit.go.jp/>



建設業法令遵守ポータルサイト

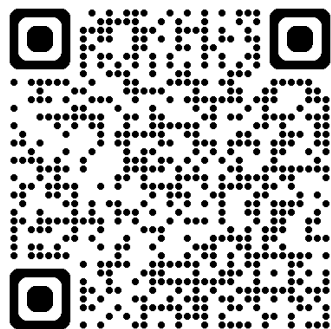
<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo>



建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度

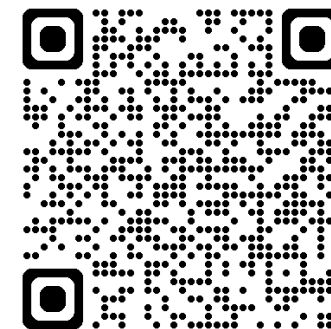
<https://jishusengen.mlit.go.jp/>

関係サイトのご紹介(QRコード集)②



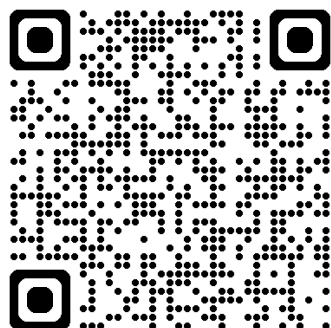
建設工事標準請負契約約款

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html



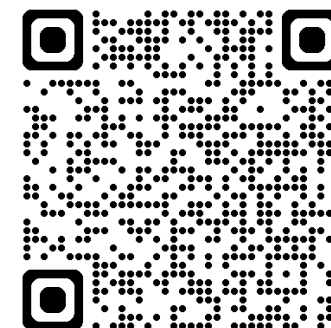
建設分野での外国人受入れ

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000117.html



建設キャリアアップシステム
(国交省ポータルサイト)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html



建設キャリアアップシステム
(建設業振興基金サイト)

<https://www.ccus.jp/>

電子申請専用サイトリニューアル 及び複数掛金制度について

建退共

K E N T A I K Y O

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

1 電子申請システムのリニューアルについて（令和7年10月～）

	これまで	リニューアル後
電子申請 (掛金納付)	就労実績報告作成ツール（以下「就労ツール」）と電子申請専用サイト（以下「専用サイト」）の <u>二つのシステムで登録</u>	<u>就労ツールを使わず、専用サイトで全ての手続きが完結</u>
	元請下請間や就労ツールと専用サイト間で <u>データの受渡し（授受）が発生</u>	専用サイトですべての操作が可能となり、 <u>データファイルの受渡しが不要</u>
	元請と下請間の <u>やり取りや確認に時間を要する</u>	元請も下請も内容や作業状態を <u>リアルタイムに確認が可能</u>
	データチェックに <u>2営業日必要</u>	<u>当日中にデータチェックが可能</u>
CCUSとの連携	CCUSから「現場・契約情報」や「就業履歴」ファイルをダウンロードし、専用サイトに登録するなど、 <u>複数回の手作業が発生</u>	<u>CCUSからデータを自動連携することにより手続きを簡素化</u>
オンライン申請	共済手帳申込などの <u>数種類の手続きのみオンライン申請が可能</u>	<u>すべての手続きについて、オンライン申請が可能</u> （手帳等の添付書類については、郵送による提出が必要）

※新規工事は10月3日～（CCUS連携は10月14日～）、現在運用中の工事は12月末から新システムで利用可能

退職金ポイント還元キャンペーンについて

- 電子申請専用サイトリニューアルに伴い令和7年10月1日～令和8年3月31日までの期間で実施
- 期間中に退職金ポイントを購入した共済契約者に対し、購入した退職金ポイントの2%（CCUS連携工事の場合は5%）をポイント還元。令和8年4月以降に還元予定。

2 新電子申請システムの画面イメージ

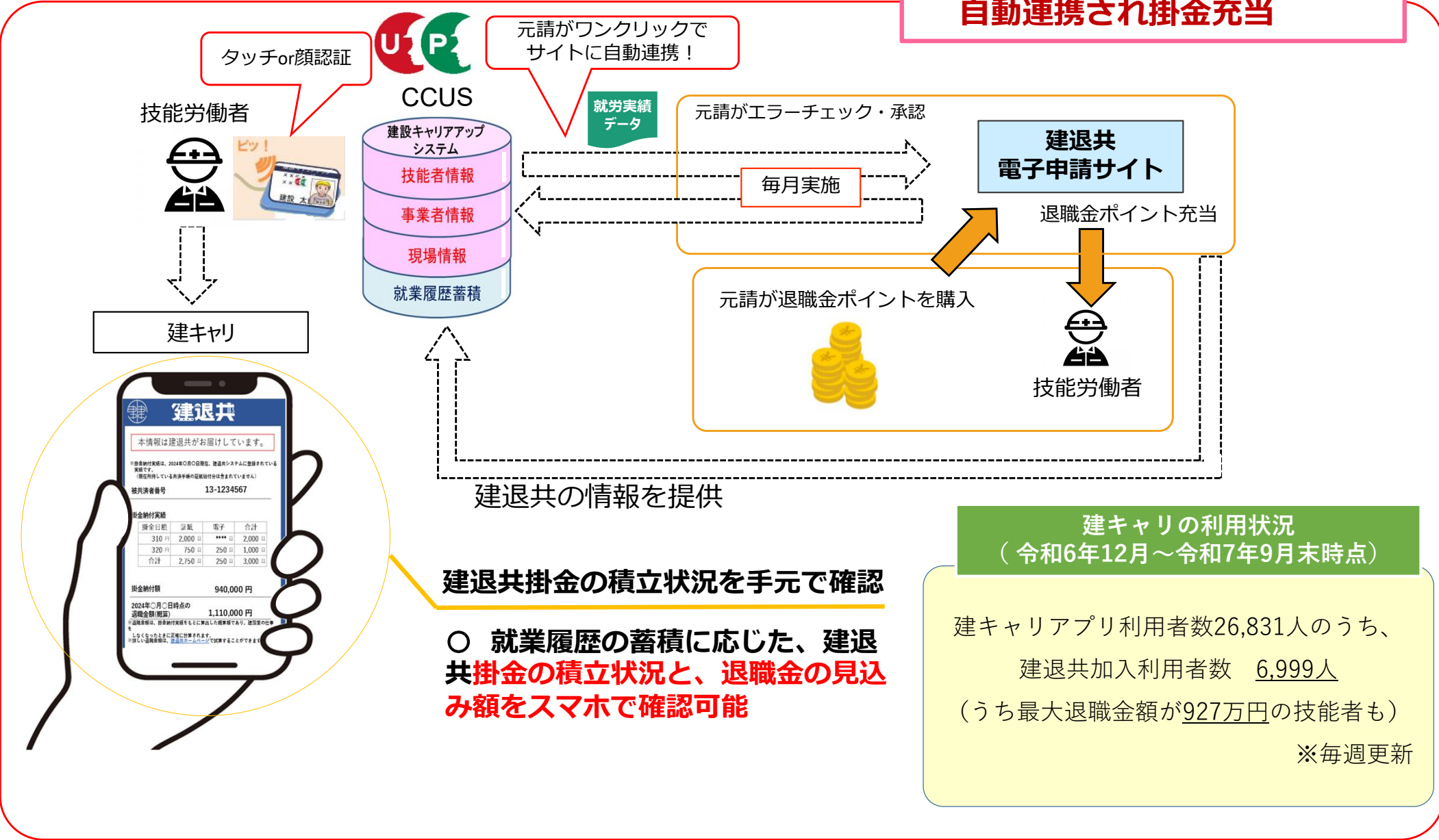
電子申請専用サイト旧画面

就労実績報告作成ツール

新画面（令和7年9月22日～）

- ✓ 2つのシステムをひとつにし、デザインを共通化、操作性向上
- ✓ スマホやタブレットで閲覧する際にはそれぞれの端末で最適化して表示

✓ **CCUSの就業履歴データが
建退共電子申請専用サイトに
自動連携され掛金充当**



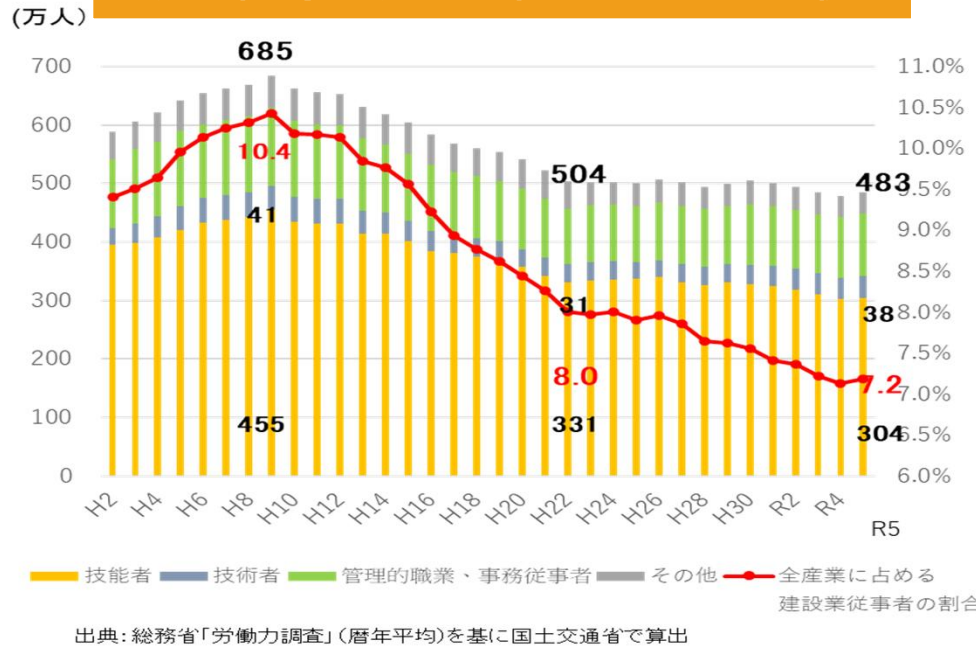
建キャリア



基本的な考え方

- 建設技能労働者・一人親方等（建設労働者等）の処遇改善のためには、**技能や経験等に応じて、より充実した退職金を受給することができるようにすることが重要**。他産業と比較して遜色ない、魅力ある退職金制度として、**最低でも退職金1,000万円超を目指す**。
- **複数掛金**は、建設業法等の改正により建設労働者等の処遇改善の確保が建設業者の責務として努力義務化されていることを踏まえ、**元請や事業主が上乗せできる仕組み**とする。
- 複数掛金制度の導入にあたっては、実務手続きやシステム上の工夫を行い、事務負担が増えないように配慮することとし、現場管理の効率化・生産性向上等の観点から、**電子ポイント方式**とする。
- **日額の設定**は、技能や経験等を踏まえ、**事業主が柔軟に選択可能とすることを原則**としつつ、大規模な現場での導入や運用の効率性の観点から、**簡便に複数掛金を導入可能とする工夫が必要**。このため、**建設キャリアアップシステム（CCUS）の技能レベルに対応した掛金日額の標準モデルを示す**。

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



他産業の退職金と建退共の比較

- ・ 製造業 863万円
- ・ サービス業 1,062万円
- ・ 卸売業、小売業 880万円
- ・ 全産業の退職金額 842万円

(いずれも高校卒、37年勤務した場合)

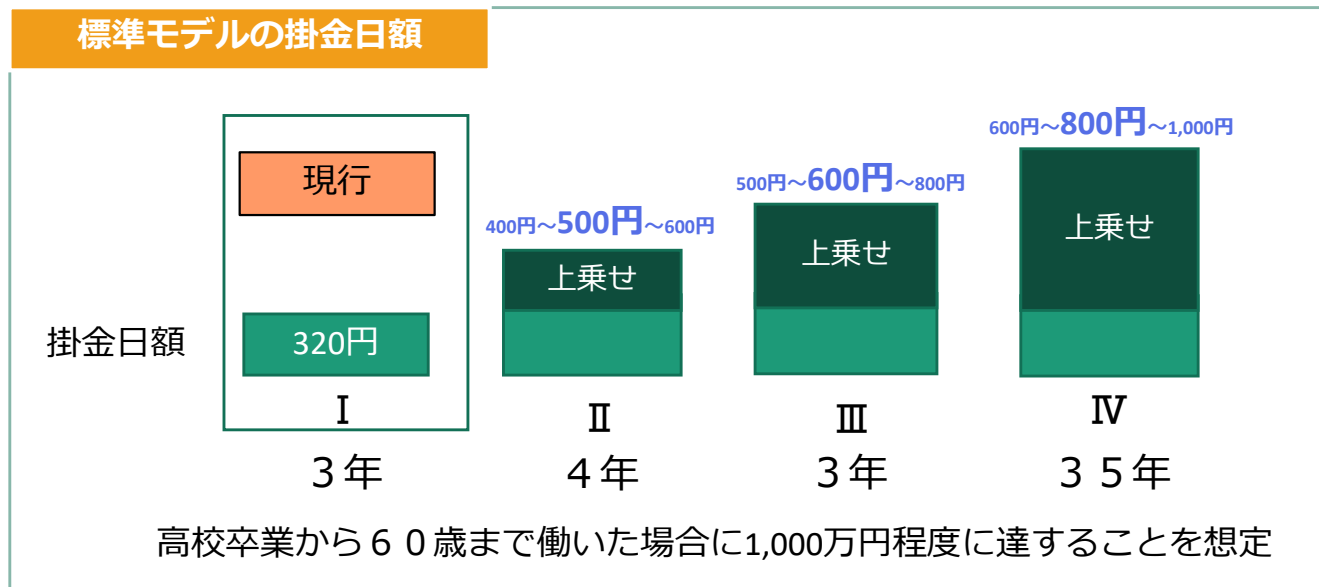
出典：東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」(令和6年版)

- ・ 建退共 388万円
- (掛金日額320円で37年掛金納付した場合)

取組の方向性

掛金日額の設定

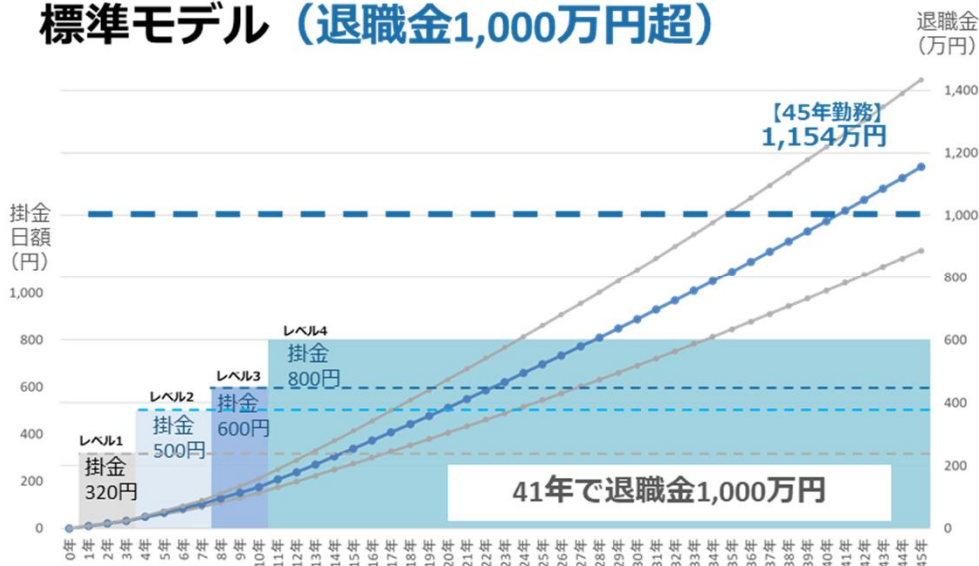
- 上乗せ掛金の日額は、事業主が建設労働者等の技能や経験等に応じて被共済者毎に設定する。ただし、元請が下請の掛金納付を一括して代行する場合は、元請が被共済者毎に、最終見積書に基づく掛金日額を設定する。
- 技能・経験に応じた上乗せ掛金を客観的かつ簡便に設定できるよう、CCUSのレベル区分に応じて段階的に金額を上乗せした掛金日額の標準モデルを示し、その中から事業主が選択することも可能とする。
- この他、工事ごとや厳しい労働条件（災害や危険度）や多能工であることなどを踏まえ、柔軟に掛金日額を設定できる仕組みとし、事業主のニーズにも配慮する（システム上は10円単位で設定可能）。



目標とすべき退職金額

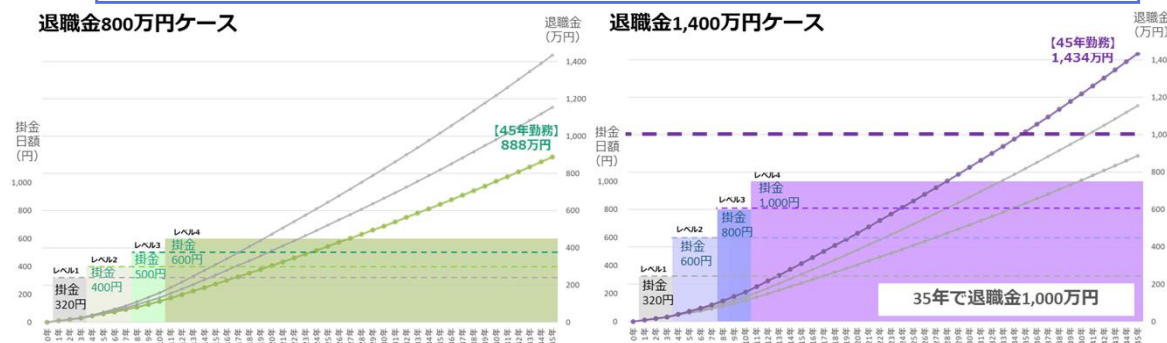
- 目標とすべき退職金額の水準は他産業と比較しても遜色のない魅力あるものになるよう、最低でも1,000万円を超える水準とすることが適当である。この目標水準を達成し、CCUSの4つのレベルごとに上乗せ掛金を引き上げていく場合の標準モデルの退職金額のシミュレーションは次のとおりである。

標準モデル（退職金1,000万円超）



- 事業主は、企業規模や地域経済の状況に応じて標準モデルを調整して掛金日額を設定することも可能とすることが適当。退職金額800万円や1400万円を目指すケースは下のとおり。

退職金800万円ケース



複数掛金の確保等

- 労務費と併せて確保すべき「必要経費」としての建退共の掛金は、元請と下請が掛金相当額を見積書に明記することによって注文者や発注者等に示すことが必要。また、注文者や発注者等に幅広くその旨を周知していくことが適当。
- 建退共の掛金は、下請からの求めに応じて元請が一括して購入及び現物支給による納付を代行することで、下請までの行き渡りに繋げてきた実情を鑑みると、複数掛金制度においても、元請が下請の掛金納付を一括して代行することが適当である。
- この場合において、元請が最終見積書に基づく掛金を一括納付する。なお、下請の事業主は、さらなる処遇確保のため、元請が納付する掛金額に上乗せして納付することができるよう措置することが適当である。

複数掛金の利用方法

- CCUSと連携した電子ポイント方式の積極的な活用を促進し、現場管理の効率化・生産性向上を図る観点、適正・公正な履行確保及び不正利用防止や災害時等における紛失防止の観点からも電子ポイント方式によることが適当である。